

タイヤ騒音規制の規制手法について

(タイヤ騒音規制検討会(第1回)(平成25年2月15日)資料1-3)

1. 規制手法に係る基本的な考え方について

今般のタイヤ騒音規制については、以下の理由により、自動車の製作年月日を基準とした規制手法として整理する。

○R117-02におけるタイヤの騒音は、自動車に装着された状態で基準(規制値)への適合性が評価されるもの。同様に自動車に装着された状態での性能が評価される安全性等のタイヤに係る現行の規制は、道路運送車両法の枠組みの下で実施。

○同法では、検査の際、自動車の製作年月日により基準適合性の判断を行うことが基本的な考え方であり、安全性等のタイヤに係る現行の規制についても、自動車の製作年月日を基準とした規制が行われている。このため、騒音規制についてのみ、タイヤの製作年月日を基準とした規制手法を導入する場合、規制が複雑化し、自動車ユーザーや自動車整備事業者の混乱を招く要因となるとともに、検査業務等が複雑化するおそれがある。

○仮に、タイヤの製作年月日を基準とした規制手法を導入した場合、新規検査の際に新基準適合タイヤを装着していた車両が継続検査等で従来品を装着した場合でも検査合格となる。

○ある時期以降に初めて受検する検査の際に規制を適用する場合、タイヤの製作年月日を基準とした規制と同様の規制となる。

2. 規制手法のイメージ(叩き台)

(※規制の適用時期、具体的な規制対象の範囲等は、本検討会で今後検討)

中間とりまとめ
本検討会

型式指定車
(新型車)

- ・新型車が型式を取得する際に新規制適合タイヤの装着を求める(※1)
- ・新基準適用車両には、その後の継続検査等でも同じ基準が適用される

試作並行輸入車、
使用過程車、
輸入車等

- ・使用過程車等が検査を受ける際に新規制適合タイヤの装着を求める(※2)

→(時間)

※1 型式指定車(新型車)のうち乗用車については、2016年秋(見込み)の国際的な車両認証制度(IWVTA)発効までに受け入れ可能とすることが必要となる見込み。

※2 規制開始前に製作された自動車に対し、ある時期以降に初めて受検する検査の際に規制を適用する場合、タイヤの製作年月日を基準とした規制と同様の規制となる。

3. 検討・整理が必要な課題

○規制時期等の検討を進めるには、検討の前提となる具体的な規制対象の範囲の明確化等を行うことが必要。

○市販用タイヤを規制する場合の基準適合性の確認方法等の検討が必要。